

愛知県東浦町の平成22年国勢調査問題にかんする覚え書き

浜砂, 敬郎
九州大学名誉教授

<https://doi.org/10.15017/26867>

出版情報：経済學研究. 80 (1), pp.143-172, 2013-06-28. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

(資料)

愛知県東浦町の平成22年国勢調査問題にかんする覚え書き

浜 砂 敬 郎

1. はじめに

国際連合 (UN)、欧州経済委員会 (EEC) や欧州連合 (EU) を中心に、政府統計の規範理念や活動原則にかんする協議・協調が進展し、それを統計活動の改革や評価における基準として制度化させる統計政策が展開している^(注1)。その背景には、国家的な規模において頻発している政府統計の「偽装」や設定された統計的な政策指標の侵害が介在していると考えられる。1980年代に発生し、後年告発された IMF の統計操作はもとより、2010年以降に伝えられた政府統計の「偽装」や政策基準指標の非遵守は、インドや中国等の中・高進国から、欧州の中心国に及んできている^(注2)。

このような政府統計の不正操作ないしは基準指標の非遵守は、わが国では、とくに国政選挙の選挙区割り制度に大きく発現している。それは政府統計の公共的基盤を危うくする政治的な課題であるが、2010年国勢調査において発生した愛知県知多郡東浦町の「不適正事務」問題^(注3)は、一つの市町村にかかわる「特殊例外」な事案と視なす向き^(注4)もあるが、統計作成過程そのものにかかわる調査方法や調査システムの課題を少なからず提起している。それは、局部的ではあれ、「外部」の統計研究者が日常的には接触することができない、少なくない実査が不備であった調査票群 (280名分) にかん

(注1) このような動向は、公式には、1992年 (EEC) や1994年《国際連合》の「政府統計の基本原則 (The fundamental Principles of Official Statistics)」にはじまるが、欧州統計活動規程 (Verhaltenskodex fuer Europaeischen Statistik : 現在2011年版) は、評価指標をそなえた統計活動規程として、欧州連合の構成国における統計制度のなかに具体化 (制度化) されている (拙訳「ドイツの2011年センサス法と人口・住宅センサスにかんする欧州連合規約 (その2)」『経済学研究』第79巻1号 2012、109~116頁、2005年版欧州統計規程については、伊藤陽一訳「ヨーロッパ欧州統計実践規約」統計研究参考資料2005年、Nr.102、44~49頁。最近の国際的な動向については、伊藤陽一「統計の品質 (10) - Q2012/ 主要国での統計の品質論と実践の展開 (3) - 他」『統計研究参考資料 No.113』(法政大学日本統計研究所) 2012年11月)。

(注2) 1) クライン ナオミ『ショック・ドクトリン』下2005年377~382頁: IMF (国際通貨基金) 1980年代の南米調査における労働生産性の極端な過少把握 (IMF スタッフの内部告発)、2) 日本経済新聞 WEB 版2010年6月9日号「加盟国の財政、EUに監査権限 虚偽申告防止 プルガリアに調査団」(ドイツ、フランス、イギリスなどのEU20カ国が、安定・成長協定 (財政協定: 加盟国27カ国、財政指標) に違反、ギリシャ財政/GDP 統計、ブルガリア経済統計)、3) NEWS Week 誌日本版2010年9月3日号「共産党 偽装統計が映す中国政治の欠陥」4) 朝日新聞2012年4月17日号「インドの統計、大幅な訂正続出 鉱工業生産や輸出額」(経済発展計画庁の GDP 他の数値の捏造)、5) 朝日新聞2012年12月12日号「アルゼンチン、物価の闇 インフレ率操作か、政府に疑惑」、6) 朝日新聞2013年1月3日号「成長の質、変える時だ (危機を越えて: 2)」(中国の GDP 統計とジニ係数)、7) 朝日新聞2013年1月30日号「(世界発2013) 国勢調査、対立の火種 ボスニア・ヘルツェゴ」。

(注3) 総務省統計局「平成22年国勢調査 愛知県東浦町における不適正事務」同省ホームページ (2012年3月2日付け)

(注4) 2013年日本統計学会春季集会 (3月3日: 於学習院大) 『政府統計におけるモラルハザード』部会における浜砂報告「政府統計におけるモラルハザード—愛知県東浦町の国勢調査問題」における質疑。

する情報をもたらすことによって、地方実査機構が抱える問題点を考察する機会を与えているからである。

2. 問題の概況

総務省（統計局）は2012年3月2日午後記者会見を行い、報道資料「平成22年国勢調査 愛知県東浦町における不適正事務」を公表した（上記注(3)）。

「不適正事務」の要点は、① 行政登録簿（おもに住民基本台帳と外国人登録簿）にもとづいて、居住していない者が世帯員として「追加記入」されていること、② 行政登録簿に記載がない調査項目（職業や学歴など）が、年齢等の情報によって推測記入されていること、および③ ①と②について居住実態の確認が行なわれていないことである。報道資料によると、「東浦町から提出された一部の調査票等において、世帯の常住実態が定かでないものが相当数確認」され、「調査票の審査に当たった担当職員3名が国の定める事務処理要領を逸脱して行政資料から世帯員を追記した上、調査票等に事実に基づかない内容を記入していたことが判明」した。そのために、「人口速報集計（23年2月公表）から人口等基本集計（同10月公表）までの間に、調査期日における常住実態がないと判断された世帯員を集計から除外する事態」となった（世帯員の除外数280名〔人口：50080人から49800人へ〕）。

総務省は、「国の最も基本となる統計調査である国勢調査においてこのような事案が発生したこと」を実施者として重く受け止め、「平成27年国勢調査に向けて、都道府県・市町村との一層の連携を図り、適正な審査事務のための指導徹底などに努力」して行く意向を表明している。

また、本報道資料は、東浦町が、①「当該行為を行った担当職員及び管理監督者の処分（戒告と減給）」、②町民にたいする本件事実の公表と謝罪、および③「再発防止への取組（町事務局における「認識不足」と「勉強不足」の反省や次回調査における法令や事務要領に基づく審査の厳格化）にかんする所信を公表していることを紹介している。

総務省の記者会見は、3月2日午後に行われたが、本件に対応する東浦町の『国勢調査実態解明調査最終報告書』（以下本稿では『最終報告書』と略称する）は、2012年2月29日に同省に提出された。ここでは、それを、同省の報道資料と重複しないように、また調査が不備である調査票の分析にたいする糸口となるように紹介しておこう。

『最終報告書』は、つぎのような章別・資料構成をとっている。

第1章 実態解明の体制について 第2章 実態解明のための打ち合わせ等

第3章 実態解明調査の実施 第4章 実態解明調査の結果

参考資料 1

- ①別紙1 ・ 国勢調査の実査手続きにかんする参考資料（1～7）
 ・ 国勢調査票の審査手続きにかんする説明資料「～調査書類の検査について～」
- ②別紙2-1 「平成22年国勢調査の実態解明調査表 事例Aと事例B」
 別紙2-2 「平成22年国勢調査の実態解明調査表 事例C」

③別紙3 その1「審査事務局ヒアリング用調査票」 その2「指導員ヒアリング用調査票」
参考資料2「ヒアリング・世帯確認用調査票」

(註)

東浦町ホームページの町長メッセージ「東浦町国勢調査事務に関わる問題についてのご報告」(2013年3月5日付け)によると、国勢調査問題に関連して、同年2月22日に前副町長が逮捕され、本問題に「組織的・意図的な行為」との容疑がかけられているために、町長は、「本報告書の検証に着手する必要」を認識している旨を公表している。MSN産経ニュースデジタル版同年3月5日号は、2月25日付で、同町に、総務省より愛知県統計課を通じて、本報告書のもととなった「内部調査」を再検証する要請があったと報じている。しかし、本稿における考察の主要な素材である調査票群の調査不備とその理由は、それが「事務的なミス」によって発生したにせよ、意図的になされたにせよ、少なくとも東浦町と総務省統計局双方によって認知されていることから、そのかぎりにおいて考察を進める。

『最終報告書』は最初の3つの章で、①「実態解明調査グループ」(2012年1月：町監査委員事務局長他2名)の設置、②調査グループにおける実態解明業務の日程、「事前打ち合わせ」から「調査結果のまとめ」(2012年1月11日～2月27日)まで、通算9回にわたる同グループ会合の日程、および③実態解明調査の対象者と実施日程が述べられている。実態解明調査は、2011年12月に総務省統計局が「統計法違反の疑いがある事例」として実態解明を要請したつぎの3つの事例、合計61件(96名)を対象として実施された(図1参照)

事例A：「住宅又は世帯の存在自体が架空」である世帯票(国勢調査票)5件(12名)

事例B：居住実態がない者が追加して記入されている世帯票34件(41名)

事例C：異なる住所に居住する「世帯及び世帯人員が重複して」記載されている世帯票22件(43名)

実態解明調査の第1は、事例A、事例Bと事例Cの国勢調査票を審査した18名を含む21名の指導員(町全体では36名)にたいする審査であって、面接調査と居住確認調査および調査票記入の筆跡調査から、いずれの指導員も関与していないことが判明したと記載されている(補足資料1参照、『最終報告書』2～3頁、参考資料1③別紙3 その1、参考資料2)。

つぎに、面接調査の多くの時間が、調査票を最終的に点検した審査事務局(調査事務局)職員4名と上司2名に割かれ、上述の「不適正事務」によって、法令に違反する架空調査票の作成、世帯員の「追記」および調査項目の推測記入を行った職員2名(重病入院中の1名を加えると3名)が確認されたとなっている(『最終報告書』3～4頁、参考資料1③別紙3 その2、参考資料2)。

実態解明調査の第3は、電話調査を含む「現地踏査及び世帯確認の実施」であって、事例Aの全5世帯と2011年5月と8月の現地踏査(居住者確認)と「追加記入の筆跡」検査によって、「明らかに世帯員以外が関与したと判断できる」調査票を除いて、世帯員による記入可能性がある10世帯(事例B：B1 B10、事例C：C5、C6、C9、C11、C12、C14、C17、C22)について実施された(『最終報告書』4～5頁、参考資料1① ② その2、参考資料2：個々の調査結果については表1参照)。

以上が実態解明調査の概要である。『最終報告書』は、最後に、調査結果を、つぎのようにまとめて

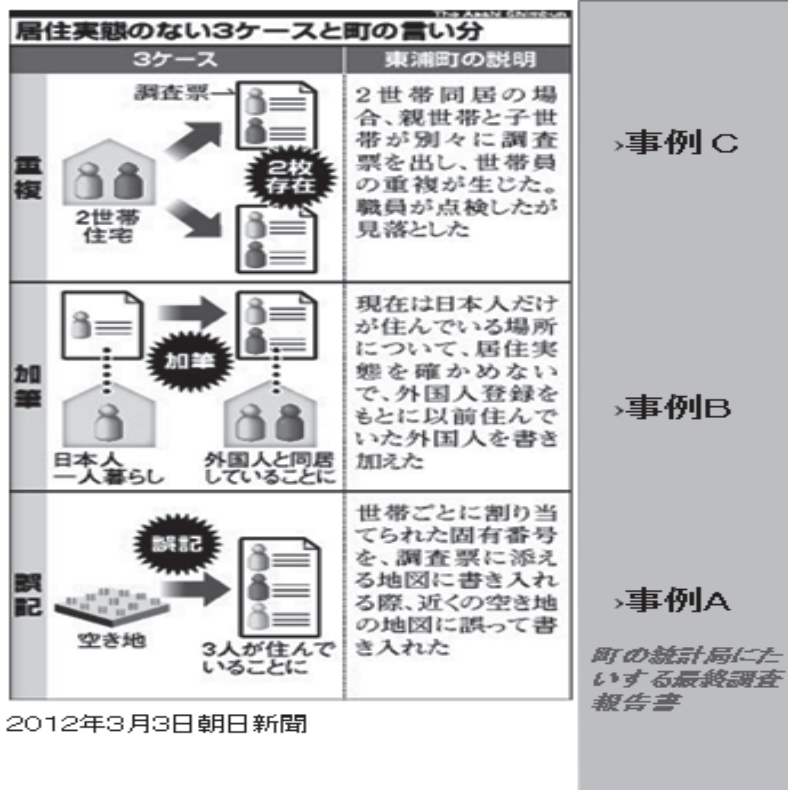


図1 調査が不備である調査票の3つの事例

いる。

- ①調査が不備であった調査票は、1) 調査員による「聞き取り調査票3件(5人)」、2) 「世帯員以外の追加記入と思われる事例50件(74人)」、3) 「世帯員が記入したと思われる事例が8件(17人)」であること、また4) 「調査票の裏面記入が45件(65人)」であること。
- ②行政記録情報の利用にかんする指示文書にたいする理解不足と従事職員への周知の怠り、および「市制移行の精神的な重圧」が、行政記録の利用にかんする過度の拡大解釈と「活用」の先入観、さらには「調査票裏面」の「完全記入化」(推測記入)をもたらしたこと。
- ③したがって、②の「不適正事務」は、担当職員間の指示によって行われた事案ではなく、「理解不足や注意の怠り」によって発生した「事務的なミス」であって、行為の重大性に対する意識はなく、「悪意をもったの行為ではない」こと(『最終報告書』5~7頁)。

ところで、『最終報告書』に記載されている「統計法違反の疑いのある事例」は61件であって、削除された世帯人員数は、96名である。しかし、総務省の「不適正事務」にかんする文書では、「集計から除外」された世帯人員数は280名であるが、『最終報告書』には、280名が削除された経過や根拠については、まったく情報が明らかにされていない。そして、280名の調査票にかんする調査不備が「統計法違反の疑いのある事例」であったかどうかに関連して、法令違反を犯した3名の調査事務局職員は、

表1 統計法違反の疑いがある不備調査票とその発生理由（『最終報告書』：
実態説明調査表（別紙2-1、2-2）より作成）

通番号	事例区分	世帯番号	世帯員数	削除数	区分計	違反担当	調査不備の理由（報告書所見）
1	A1	36	3	3		甲	外記を基に調査票作成、現地教会、居住確認無
2	A2	43	1	1		甲	職員が調査員情報等+住基で調査票作成、アパート混住、要図の誤記入、居住確認無、A2と隣接
3	A3	44	1	1		甲	職員が調査員情報等+外登で調査票作成、アパート混住、要図の誤記入、居住確認無、A3と隣接
4	A4	27	4	4		甲	住宅開発中、調査員の新築情報+住基で調査票作成、未確認、居無（10月～11月上旬入居）
5	A5	30	3	3	12	乙	住宅開発中、調査員の新築情報+住基で調査票作成、未確認、居無（10月中旬入居）
6	B1	35	4	2		*乙	親子家族・住基で追記（1名）+年齢等による推測記入+世帯員の誤記（1名外国在住中）
7	B2	11	3	1		*乙	住基で追記+未確認、年齢等による推測記入（1名は別世帯：同一地番要図にない別棟住まい）
8	B3	10	4	1		*乙	住基で追記+未確認、年齢等による推測記入（親と別居の大学生）
9	B4	18	3	1		*乙	住基で追記+未確認、年齢等による推測記入（親と別居の子）
10	B5	13	5	1		*乙	住基で追記+未確認、年齢等による推測記入（子家族と別居の母（高齢））
11	B6	5	3	1		*乙	住基で追記+未確認、年齢等による推測記入（親と別居の子（勤労者））
12	B7	15	5	2		*乙	住基で追記+未確認、年齢等による推測記入（世帯員の一部（妻子）が異なる調査区で重複提出）
13	B8	10	5	1		*乙	住基で追記+未確認、年齢等による推測記入（祖母・親と別居の子（26歳））
14	B9	7	2	1		*乙	住基で追記+未確認、年齢等による推測記入（高齢者世帯）
15	B10	2	4	2		*乙	住基で追記（1名）+年齢等による推測記入+親と別居の大学生+世帯員の誤記（高校生）
16	B11	25	3	1		*乙	住基で追記+未確認、年齢等による推測記入（夫の兄弟）
17	B12	43	6	1		*乙	住基で追記+未確認、年齢等による推測記入（親と別居の大学生）
18	B13	26	4	2		*乙	外登で、不在の家族員を追記+未確認、年齢等による推測記入
19	B14	17	3	1		*甲	別世帯の2名が同一地番で一つの調査票で提出・外登で追記+未確認、年齢等による推測記入
20	B15	12	4	1		*乙	住基で追記+未確認、年齢等による推測記入、別居の子（27歳）
21	B16	39	3	1		*甲	別居の妹（38歳）を外登で追記+未確認、年齢等による推測記入
22	B17	18	4	1		*乙	別居の子（29歳）を住基で追記+未確認、年齢等による推測記入
23	B18	5	4	1		*乙	別居の母（74歳）を住基で追記+未確認、年齢等による推測記入
24	B19	24	4	2		*甲	外登：父（夫）子世帯に別居の母（妻）子世帯を追記+未確認、年齢等による推測記入
25	B20	18	5	1		*乙	外登：別世帯だが同一地番の者を追記+未確認、年齢等による推測記入・重複
26	B21	10	4	1		*乙	住基：別居の子（38歳）を追記+未確認、年齢等による推測記入
27	B22	6	2	1		*乙	住基で追記+未確認、年齢等による推測記入+要図誤り
28	B23	33	3	1		*甲	住基で追記+未確認、年齢等による推測記入
29	B24	1	3	1		*乙	住基：別居の子（35歳）を追記+未確認、年齢等による推測記入
30	B25	24	4	1		*乙	住基：別居の子（34歳）を追記+未確認、年齢等による推測記入
31	B26	28	3	1		*乙	住基：離別者（33歳）を追記+未確認、年齢等による推測記入
32	B27	24	3	1		*乙	住基：別居の子（38歳）を追記+年齢等から補記
33	B28	21	3	1		*甲	外登：外国人世帯員を追記+未確認、年齢等による推測記入
34	B29	12	3	1		*甲	住登：日本人を1名追記+未確認、年齢等による推測記入・同居の外国人は外登で別世帯に
35	B30	34	4	2		*甲	外登で追記+未確認、年齢等による推測記入
36	B31	35	5	1		*甲	外登で追記+未確認、年齢等による推測記入
37	B32	31	5	1		*甲	外登で追記+未確認、年齢等による推測記入
38	B33	3	7	1		*甲	外登で追記+未確認、年齢等による推測記入
39	B34	37	3	2	41	*乙	住基：離婚の元妻を追記+未確認、年齢等による推測記入（住基では3人同一世帯）
40	C1	14・25	3+③	3		*甲	住基で追記、+住宅新築情報、年齢等による推測記入+重複
41	C2	26・6	②+2	2		*甲	住基：+住宅新築情報で調査票の作成、年齢等による推測記入+異なる調査区からも重複提出。

（次頁に続く）

(前頁に続く)

42	C3	28・19	3+③	3		*甲	住基で追記、+ 住宅新築情報、年齢等による推測記入+重複
43	C4	29・10	3+③	3		*甲	住基で追記、+ 住宅新築情報、年齢等による推測記入+重複
44	C5	9・8	④+3	3		丙	同一世帯が異なる調査区に居住。調査票重複配布・提出→審査難。
45	C6	22・22	⑤+3	3		丙	異なる調査区に居住の別居家族を調査票に記載。調査票重複配布・提出→審査難。
46	C7	9・2	1+③	1		*乙	親世帯に別居の子(32歳)を住基で追記、年齢等による推測記入+子も調査票提出→重複提出
47	C8	15・8	1+③	1		*乙	親世帯に別居の子(35歳)を住基で追記、年齢等による推測記入+子も調査票提出→重複提出
48	C9	57・6	4+③	3		丙	同一家族が異なる調査区に居住。調査票重複配布・提出→審査難。
49	C10	1・5	1+②	1		*乙	住基で追記、年齢等による推測記入+重複提出(別世帯の2名が同一のアパート・一部屋番号で登録)
50	C11	24・2	②+2	2		丙	同一世帯が異なる調査区に居住、双方から調査票提出。重複配布・提出→審査難。
51	C12	2・7	③+5	1		丙	孫が、異なる調査区に居住する親世帯と祖父世帯を行き来、調査票重複配布・提出→審査難。
52	C13	28・27	⑤+3	3		*甲	親世帯に子世帯を外登で追記、年齢等による推測記入+別居の親子家族が調査票重複提出
53	C14	33・17	1+③	1		丙	同一家族員(妻43歳)が異なる調査区に居住。夫家族の調査票にも記載・重複提出→審査難。
54	C15	9・5	7+③	3		*甲	住基：別居親族(高齢者)を追記、年齢等による推測記入+別居親族も調査票重複提出
55	C16	16・5	⑤+2	2		*乙	住基：別居の子の妻と孫を追記、年齢等による推測記入+別居家族も調査票重複提出
56	C17	67・11	②+4	1		丙	同一世帯員が異なる調査区から提出の調査票に重複記載
57	C18	24・15	2+⑤	1		*乙	住基：別居の母(82歳)を追記、年齢等による推測記入+別居家族の調査票重複提出
58	C19	26・52	⑤+3	3		*乙	住基：親世帯の調査票に調査区が異なる子世帯員を追記、年齢等による推測記入・調査票重複提出
59	C20	15・18	1+③	1		*甲	外登：同一部屋番号の別世帯員(32歳)を追記、推測記入+後者も同一調査区の別住所で重複提出
60	C21	6・25	②+1	1		*甲	外登で別の世帯員を追記、年齢等による推測記入+同一世帯員が別の住所でも重複提出
61	C22	9・10	③+1	1	43	丙	同一世帯員が同一調査区の2世帯住宅の異なる世帯の調査票に重複記載・提出
総計				96			

注1) 事例A：居住世帯がない住所から出た調査票、事例B：住民基本台帳から追記+推測記入、事例C：同一世帯員・世帯の重複提出

注2) 世帯員数は調査票記載の員数、削除数を控除した員数が実員数。

注3) 住基、外登と要図は、住民基本台帳、外国人登録簿、調査区要図の略称。

注4) 事例C世帯番号④・⑥と世帯員数C+④(あるいは⑥+d)ではa,bの世帯員数はそれぞれcとd(順序対応)○付の世帯員から削除者あり。

まとめ 1) 削除件数61件96人 うち法令違反(*を付す)は48件69人(全件追記・推測記入)

2) 事例Aの居住実態内の調査票5件12名と事例Bの重複提出8件15人は違反無し

特徴：行政登録簿から、居住実態を確認しない世帯の調査票の追記・推測記入だけを違反に

上記の実態解明調査において、「当該3名以外に全調査票について最終審査を行った職員はいない」し、「また今回の調査対象事例61件以外の調査票に対し、同様の関与があったかどうかについては」、「記憶がない」と回答している(6頁)。したがって、同町の国勢調査問題の全貌に接近するためには、削除された280名分の調査票を確定し、それをもたらした調査不備の状況と原因を分析しなければならない。結論から述べると、東浦町の情報公開条例によって開示された統計局と東浦町間の往復文書のなかに、「まとめて」280名分の調査票とその削除理由を明示した文書を検出することはできなかった。そのために、第1の思考作業は、往復文書間の対応関係を確認し、調査が不備であった調査票群にかんする情報を得ることであって、それは『最終報告書』における表1の考察と分析結果の一般性を確認するためにも必要であった(表2 東浦町・統計局(愛知県)間の応答文書一覧対照表および補足資料1参照)。

しかし、上述の総務省が発表した報道資料には「本件に関して再三にわたり東浦町に実態解明の取組を求めてきたところ」という文言があり、また『最終報告書』にも、2010年12月の「匿名の情報提供」とそれにもとづく統計局の審査状況にかんする電話照会（2011年1月5日）にたいする東浦町企画課長の回答はじめ、「それ以降の統計局からの調査に対する対応も含め、きわめて不適切であった」とあるように、「実態解明の取組」は、必ずしも容易でなかったようにおもわれる。それは、2011年春季に開始されたとおもわれる統計局の先行・準備調査から同年5月以降の統計局、愛知県と東浦町による本格的な解明調査を経て、2012年2月29日付けの『最終報告書』までに1年以上の期間を要しており、本稿の考察にも大きな制約を与えている^(注5)(別表 国勢調査問題経過表参照)。

とはいえ、『最終報告書』の61件の事案は、不備の調査票が3類型に区分され、調査不備の状況と発生原因にかんする情報も比較的豊富、かつ具体的であるから、われわれは、『最終報告書』の参考資料から作成した表1「統計法違反の疑いがある不備調査票とその発生理由」の分析から考察をはじめよう(注1)。

(注1)

ここでは、参考資料1 ②別紙2-1「平成22年国勢調査の実態解明調査表 事例Aと事例B」、別紙2-2「平成22年国勢調査の実態解明調査表 事例C」を中心に、参考資料1の③別紙3 その1「審査事務局ヒアリング用調査票」その2「指導員ヒアリング用調査票」、および参考資料2「ヒアリング・世帯確認用調査票」によって、情報を補足した。

(注2)

朝日新聞デジタル版2013年2月22日号によると、東浦町国勢調査問題は、統計法違反容疑で、元副町長が逮捕され、現職の部長・課長ら3名が書類送検されたことによって、たんなる「事務的なミス」によって引き起こされた事案ではなくて、「意図的な」「町執行部ぐるみ」の「水増し工作」である疑いが濃厚になったようである^(注6)。

(注5) 1) 朝日新聞(デジタル版)2012年2月26日号「東浦町人口、水増しか 国勢調査で90人分、総務省指摘」、2) 朝日新聞 2012年2月26日 朝刊 1社会「東浦町人口、水増し指摘 2010年国勢調査で総務省 町は捏造を否定【名古屋】」、3) 朝日新聞 2012年3月1日 朝刊 1社会「意図的な水増し否定「補記、行き過ぎ」東浦町人口問題で町最終報告書【名古屋】」

(注6) 朝日新聞デジタルニュース(2013年2月22日15時00分)「人口水増し容疑で逮捕へ 前副町長、市昇格工作か 愛知」

表 2 東 浦 町 ・ 統 計 局 (愛 知 県) 間 の 応 答 文 書 一 覧 対 応 表

日付	文書番号：文書名	文書略称：宛先	付表または文書内容
<2011年> 5月18日～19日	23東企第440号：平成22年国勢調査の現地確認の調査結果報告	文書①* 1：統計局 →町（まとめ）	(調査理由の説明→現地確認調査→調査結果表) ・ 別表11調査票の居住確認表→文書①～④の各別表に対応 ・ 付表12調査票の記入状況表
5月24日	23東企第503号：平成22年国勢調査の実施に係る事実確認(依頼)	文書②* 2：統計局 →町	・ 別表21削除可否照会表→別表11の削除分に対応 ・ 別表22未確認者・世帯の常住確認依頼表→別表11の未確認部分に対応 ・ 別表23調査票不備の原因・理由記述依頼表→別表21の削除可分に対応 ・ 別表31表削除可否回答表→別表21→別表11に部分的に対応(非削除を除く) ・ 別表32表：未確認者・世帯の常住確認回答表→別表11の未確認部分に対応→別表103前部
5月31日	23東企第532号：平成22年国勢調査の実施に係る事実確認	文書③* 3：町→統計局	・ 別表43削除可の調査票誤記の原因・理由記述表→別表31→別表23に対応
6月7日	23東企第593号：平成22年国勢調査の実施に係る事実確認	文書④* 4：町→統計局	
7月8日	23東企第1046号：平成22年国勢調査の実施に係る事実確認	文書⑤* 5：統計局 →町	・ 別表51重複世帯員確認依頼表→別71→別103中部に対応 ・ 別表52調査票追記実態確認依頼表→別72 ・ 別表53別表51・別表52の調査不備の原因・理由記述依頼表→別表72に対応 ・ 別表54居住確認聞取住民の氏名担当職員所属・氏名一覧表の整理依頼→別表73
7月15日	復命書：町長統計局へ出張	⑥* 6	・ 国勢調査人口確定値にかかわる打合せ
7月25日	総統勢第121号：	文書⑦添付：統計局 →町	文書⑥にたいする回答の督促
8月5日	23東企第1316号：平成22年国勢調査の実施に係る事実確認	文書⑦* 7：町→統計局	・ 別表71重複記入世帯員確認表→別表51に対応 ・ 別表72調査票追記実態確認表→別表52に対応 ・ 別表73別表51・52表の調査不備の原因・理由記述表→未提出
(8月11日～13日)	(統計局、県と町による現地確認調査)		
8月18日	総統勢第130号：平成22年国勢調査の実施踏査の結果(照会)	文書⑧に添付：統計局→町	・ 別表81～別表83に同じ。
8月23日	23東企第1420号：平成22年国勢調査の実施踏査等の結果(照会)	文書⑧：統計局→町	・ 別表81居住未確認削除確認表→別表103後部→別表72に対応 ・ 別表82居住未確認世帯員表 ・ 別表83別表32・43・71・81の削除可：調査票誤記原因・理由記述依頼表に対応
8月24日	23東企第1438号：平成22年国勢調査の実施踏査等の結果(回答)	文書⑨：町→統計局	・ 町：文書⑧の別表81・82に異議無しの回答
9月22日	23東企第1641号：平成22年国勢調査の実施踏査等の結果(回答)	文書⑩：町→統計局	別表103 1) 前部：削除理由記述表→別表32に対応 2) 中部：重複記入世帯員理由表→別表71→別表51に対応 3) 後部：調査票追記理由表(不明多) →別表81に対応

(次頁に続く)

(前頁に続く)

12月2日	メール回答：平成22年国勢調査の現地確認後の再調査（送付）	文書①：町→統計局	・町が、指導員の追記、調査員の書類作成の不備、町事務局の指導不備を陳謝。
12月15日	総統勢第195号：平成22年国勢調査に関し本庁で発生した特別事案に係わる適切な対応のお願い	文書②に添付：統計局→町	・統計局が町に、文書①の回答では実態解明と責任の所在が不十分と表明、統計法違反と刑事告発の可能性を示唆。
12月22日	23東企第2786号：平成22年国勢調査に関し本庁で発生した特別事案に係わる適切な対応のお願い	文書②：町→統計局	・調査報告書
<2012年> 1月30日	23東企第3173号：国勢調査実態解明報告書	文書③ 町→統計局	・文書②の調査報告書を改訂。
2月29日	23東企第3173号：国勢調査実態解明調査最終報告書	文書④ 町→統計局	
脚注			
* 1 統計局・県合同(町同行)	・66件+2件を訪問・居住確認調査、調査票の重複で15名+1名、居住実態無（「現地確認」）で24名削除、合計40名の削除報告（文書①）		
* 2 統計局が町要請	<ul style="list-style-type: none"> ・別表21居住実態がない世帯員削除可否の確認依頼 20件40名 ・別表22未確認の世帯員を現地調査で居住確認依頼 21件56名 ・別表23削除可の調査票にかんする調査不備の原因・理由記述依頼。 		
* 3 町の回答	<ul style="list-style-type: none"> ・別表31：18件34名削除可 空欄1、不可5名 ・別表32：未確認2件7名 確認済19件49名 		
* 4 町の回答	別表43削除可の調査票誤記の原因・理由（文書4）。 理由①：5件10名、理由②：5件10名、理由③：一、理由④②：2件3名、理由①③：1件1名、理由②③：4件10名、その他：1件1名、計18件35名 理由①：重複調査（整理・審査の多忙、重複配布）、理由②：外国人世帯と今日確認の困難、台帳と実態の食い違い 理由③：調査票の訂正・転記による筆跡の異動・同一性）		
* 5 町に追加要請	<ul style="list-style-type: none"> ①別表51居住実態がない世帯員削除の可否 124件 356名 ②別表52未確認の世帯員を現地調査で居住確認 114件 195名 ③居住確認：聞き取り住民の氏名担当職員所属・氏名一覧表の整理（提出未定） ④別表3削除可の調査票誤記の原因・理由。 		
* 6 旧町長、統計局へ出張	<ul style="list-style-type: none"> ・国調人口確定値の確認、統計局：10月下旬公表予定と回答、市制延期 		
* 7 町の回答	別表71：居住実態がない世帯員削除の可124件 159名 否196名 不明1名 別表72 未確認の世帯員を現地調査で居住確認 可2名 否140名 不明53名 合計 削除可161名 否336名 不明54名		

3. 表1「統計法違反の疑いがある不備調査票とその発生理由」の分析

意図的であれ、偶発的な「事務的なミス」であれ、少くない量の調査票の「架空作成」や調査票への世帯員の追記は、調査システムと調査方法、および調査環境とは無関係に、全く恣意的に行えることではない。先述したように、『最終報告書』では、「統計法違反の疑いがある不備の調査票」が3つの類型に区分されている。調査票の「架空作成」であるA1からA5までの事例A、居住していない世帯員の調査票への追記であるB1からB34までの事例B、同一世帯または同一世帯員にかんする調査票の重複提出ないしは作成であるC1からC22までの事例Cが、それである（表1と図1）。

61件のなかで、統計局と東浦町が、ともに法令違反として認めた事例は、48件（69名）であって、いずれも行政登録簿利用の「拡大解釈」によって、居住実態がない世帯または世帯員を住民基本台帳または外国人登録簿から「補記」し、両者にその情報の記載がない調査項目を年齢等から推測して記入されている事例である。行政登録簿、ここでは、住民基本台帳と外国人登録簿がセンサスの基本原則（全数性、完全性と同時性）を満たさないかぎり、登録簿情報の実態性を確認することは、「論理的」に必要な実査作業であろう。しかし、行政登録簿の実態性にかんする理論的実践的な検証が本格的に試みられないで、「接木・便宜」的に「補記」が導入されたために、それは、行政登録簿の情報性格と調査システム・調査環境に起因する二重の困難を帯びており、「事務的なミス」、さらには「誤記」を引き起こす誘因となっている。

住民基本台帳と外国人登録簿がセンサスの基本原則を備えていないことは、一般的には住民の移動と移動の届出、その認証手続に時間差が介在することに基因する。住民基本台帳では、とくに若年層と学生層の転入・転出について未届け行為が存在することは、古くからよく指摘されることである。また、単身赴任層の増加や居住形態の多様化（例えば、2世代、2.5世代さらには3世代家族の同居・近居、老人層の施設入居化など）にともなって、基本台帳の実態反映性が複雑化していることは、看過することができない居住事情である。さらに外国人の登録行動、とくに、居住様式や転居行動に加えて、出国時における転出届の未履行は、登録人口を過剰にしている社会的な移動要因である。このような住民にかかわる行政登録簿の問題点は、欧米諸国では、とくに伝統型人口センサスから統計登録簿型人口センサスにおいて克服すべき課題として、「歴史的な実験」が試みられてきたところである^(注7)。

つぎに、実査経路が複雑化した2010年国勢調査において、行政登録簿を利用する実効性を低下させている調査システムと調査環境の複合的な要因はつぎのようであろう。①もともと調査票の配布と回収が困難であった世帯について、行政登録簿からの補記がなされること、②調査員による調査法と郵送返送法の併用によって、調査票の整理と調査区への区分作業、さらには再調査に短くない期間が必要であることが、確認時点を調査時点（期日）より著しく遅らせること、および③確認方法そのものに困難があること（少数の統計関係職員による夜間を含む時間外調査、電話調査に特有の困難性）を

(注7) 拙稿「現代センサス革命の一断面—ドイツの2011年統計登録簿型人口センサスについて—」『熊本学園大学経済論集』第15巻第3・4合併号 2009年。

補足資料 1

ヒアリング・世帯確認用調査票

事例	A・ B ・C	番号	30	調査区番号	■■■■	世帯番号	34
----	----------------	----	----	-------	------	------	----

I. 庁内ヒアリング		日時	平成24年 1月23日 (月) 18:25	
聴取者氏名 ・役職 (肩書き)	服部政和(監査委員事務局長)	対象者氏名 ・役職 (肩書き)	■■■■	
調査票の記入状況・ヒアリングにおける聴取事項等 ※事前に記入	○ ■■■■ × ■■■■ × ■■■■	調査票は世帯員が4人であるが8月の現地確認では2人であった。		
世帯員を記入した者	○ 本人・世帯・その他 [役職: ■■■■ 氏名: ■■■■]			
当該情報を入手した経路及びその方法	外国人登録台帳			
指示・示唆の有無	有 ⇨ その者の 役職・氏名 ⇨ 役職: ■■■■ 氏名: ■■■■ ○ 無 ⇨ 記入した理由 ⇨ 外国人登録台帳に記載があったため			
同様の方法による別の調査票への関与の有無	○ 無 ※「有」の場合、以下にその調査区番号、世帯番号、世帯員氏名を記入 調査区番号 ■■■■ 世帯番号17 ■■■■ ほか			
その他聴取内容	記入されていた世帯員は2人であったが、外国人登録台帳で確認中、世帯員が4人であったため、追加記入した。また、行政情報等で補記できない項目は生年月等から推測し記入した。			
世帯確認の必要性の有無	有・○ 無 ※「有」の場合はⅡへ、「無」の場合はⅢへ			

II 世帯確認		日時	年 月 日 () :	
聴取者氏名 ・役職 (肩書き)		応答した 世帯員の氏名		
世帯に聴取する事項等 ※事前に記入				
世帯からの聴取内容 (世帯が記入したかの有無)	(有・無)			
庁内における再確認の必要性の有無	有・無 [理由: ■■■■]			

III 所見	「外国人登録台帳の活用」の拡大解釈により、居住確認せず外国人登録台帳により追加記入したものである。
--------	---

【決裁欄】

町長	副町長	企画財政部長	企画課長	広報統計係長	係		

補足資料2

通し番号(開示文書1頁目右上参照)	文書番号	文書名	枚数
1	23東企第440号	平成22年国勢調査の現地確認調査結果報告について	4
2	23東企第503号	平成22年国勢調査の実施に係る事実確認について(依頼)	14
3	23東企第532号	平成22年国勢調査の実施に係る事実確認について	11
4	23東企第593号	平成22年国勢調査の実施に係る事実確認について	7
5	23東企第1046号	平成22年国勢調査の実施に係る事実確認について	50
6		復命書(国勢調査人口確定値にかかる打合せ)	2
7	23東企第1316号	平成22年国勢調査の実施に係る事実確認について	47
8	23東企第1420号	平成22年国勢調査の実施踏査等の結果について(照会)	34
9	23東企第1438号	平成22年国勢調査の実施踏査等の結果について(回答)	2
10	23東企第1641号	平成22年国勢調査の実施踏査等の結果について	25
11	メールで回答	平成22年国勢調査の現地確認後の再調査について(送付)	4
12	23東企第2786号	平成22年国勢調査に関し本町で発生した特別な事案に係る適切な対処のお願いについて	22
13	23東企第3173号	平成22年国勢調査に関し愛知県東浦町で発生した特別な事案に係る適切な対処のお願いについて	122
			344



(朝日新聞2013年2月23日より)

別図 愛知県東浦町(平成22の国勢調査問題)

考慮すると、居住実態にかんする確認業務の実効性が問われなければならないであろう。また、欧米先進国で、人口センサスの伝統的な様式である調査員による全数調査法から郵送調査法主導型または統計登録簿型センサスに移行した調査方法と調査環境的な要因が①～③であり、わが国の国勢調査でも行政登録簿が重要なデータソース（大都市圏では、登録簿からの補記が世帯票の10%～20%に登ったこと）になりつつあることは、住民登録簿の精度検証と情報処理法を、国勢調査の新しい大きな課題として提起していると言えよう^(注8)。

さらに、表2が提起している政府統計の「モラル」にかかわる基本的な問題点を指摘しておこう。

行政登録簿による調査票の補記は、戦後、政府の統計調査が基本としてきた被調査者の自計申告法と申告主義との関連性において、どのように位置づけられるのか。それは、民主主義社会の現代的な事情を考慮すると、統計調査における調査回答は、積極的には、被調査者である国民の政府統計にたいする公共的な主体性に基盤をおき、それが統計調査における報告義務の根拠と考えられるからである（下註）。因みに、2007年統計法では、申告概念にかわって報告概念に改定されたが、改定の理由・事情の一つは、「現行の法律で『申告義務』という条見出し」は、税法の規定では見受けられるが、「一般的な行政法規では用いられていないこと」となっている^(注9)。しかし、租税政策の重要性と申告納税制度の財政民主主義的な意義を考慮すると、改訂の理由は、きわめて形式的かつ非歴史的であると言わざるを得ない^(注10)。ともあれ、統計作成における行政登録簿への依存度が高まっている内外の状況は、国民の統計意識の新しい在り方を実質的に考察することを、われわれに迫っている。

（註）

すでに、近代人口センサスの創始者の一人であるE エンゲルは、「『…ある国家経済的状况にかかわる自己の情報を求められるすべての人々が、それを公共（Oeffentlichkeit）の利益の観点から十分な真実性で、躊躇なく提供するというように理解されなければならない』」ことが「統計成立の根幹に係わる問題を含む」ことを指摘している^(注11)。

4. 事例B群（調査票の追記・推測記入）と事例C群（同一世帯・世帯員にかんする調査票の重複提出）の分析

先述したように、『最終報告書』の表に集約されている調査が不備である国勢調査票群（表2）は、61世帯96名分であって、削除された280名分の国勢調査票群の一部にすぎないと考えられる。

公開された公式文書によると、統計局と東浦町の実態説明調査は、同年5月（表2文書①）から翌2012年2月（同表文書⑬と⑭）まで、2度の合同実地調査を挟んで、基本的には、つぎの1）～4）の

（注8）拙稿「平成22年国勢調査にかんする実査レポート」『経済学研究』（九州大学）第77巻5・6合併号、2011年、および「方法転換期に入ったわが国の国勢調査」『日本統計学会誌』第41巻第2号2012年参照。

（注9）総務省政策統括官（統計基準担当）『逐条解説 統計法』2009年、119頁。

（注10）連合国最高司令官本部、総司令部民間情報教育局訳「D個人所得税および法人所得税の執行、B節自発的協力と申告納税」『シヤウプ使節団日本税制報告書 付録』1949年。

（注11）太田和宏「ザクセン統計局時代のエンゲル」『北海学園大学経済論集』第60巻第3号、2012年、35～36頁

手順をとる応答様式で実施されている。

- 1) 統計局が同町に、調査が不備と思われる世帯調査票を指摘し、その居住実態の確認を要請・依頼する。
- 2) 同町が指摘された世帯あるいは世帯員の居住の有無を調査・確認して、回答する。
- 3) 統計局が町に、町が居住実態がないことを認めた世帯・世帯員について、削除の可否と削除人員数の確認を求め、削除（調査不備）の原因・理由にかんする説明・回答を依頼する。
- 4) 町が、3) の削除者を確認し、削除の原因・理由を説明・回答する。

統計局と町の文書が往復を重ねるにしたがって、調査不備（削除）の調査票と削除人員は、それぞれ68件と40名（表3、5月31日付、文書③別表31、7月8日付別表⑤別表53）から、累計約280名（⑩別表103中部と後部）に増加している。統計局の解明調査が本格化したと思われる2011年7月～10月期には、先の削除分と若干の重複はあるとおもわれるが、事例Bと事例Cの合計が、163件252名に上っている。また、文書④までは、文書①別表「平成22年国勢調査 東浦町の調査票の状況」（表3）を基本表として統計局と町の文書の往復がなされているが、それとそれ以降の往復文書の間には、必ずしも連続性が存在していない、ないしは連続性を確認することは困難であった。前者では、調査不備の調査票が類型化されていないのにたいして、後者では、調査不備である調査票の類型ごとに、各文書の別表が作成され、各文書間および各別表間の連続性あるいは継続性が示されているからである。表3は、別表32（5月31日付文書③）を通して、下記の別表103前部に対応しているが、後者には調査不備の理由欄があっても、ほとんど記載がなく、本稿の分析から除外している。

さらに、情報公開条例によって得た文書には、世帯員氏名や住所はもとより、調査区番号も削除されており、対応付けは必ずしも容易でなかったが、世帯番号や世帯ごとの員数と削除員数が記載されており、さらに記載順序から対応関係を推定・確定している。したがって『最終報告書』から事例類型ごとに、往復文書を遡及することによって、事例群に見受けられる特徴を明らかにすることにしよう。

* * *

表4は、直接には文書⑧の別表1（2011年8月23日付、本稿では別表81と符号化）と、それに対応する文書⑩の別表3の部分（同年9月22日付け本稿では別表103後部と符号化）から作成し、それに『最終報告書』を接続している。文書⑩の別表103には、それぞれ文書③別表32（表3の世帯員の常住確認の有無、確認方法と調査不備の理由欄あり）、文書⑦別表71←文書⑤別表51（同一世帯または同一世帯員について調査票の重複提出：事例群Cに対応）および文書⑧別表81（事例B群：下記に説明）に照応する部分が連続しているから、ここでは、別表103前部、同中部および同後部と明示的に区別する。別表103前部は、上述の通りである。

文書⑧別表81は、統計局、愛知県と東浦町、同年8月13～15日に実施した合同の現地踏査において「3者合意の下、調査期日時点で常住実態がなく削除することが妥当」と判断された「世帯員の一覧表」で、東浦町に削除可否の確認を求めている。それは、常住する者が記載された既存の調査票に、居住実態がない者を追加記入し、さらにはその調査票の裏面にある調査項目（学歴や職業等）まで推測記入がなされた事案であって、先述の事例B群に対応する。それにたいして、東浦町は、直ちに削

表3 平成22年国勢調査 東浦町の調査票の状況

番号	調査区番号	世帯番号	世帯員数			23.05.18 訪問状況	備考
			訪問前①	訪問後②	差引②-①		
1		37	2			不在	
2		39	4			不在	
3		42	3	1	-2	電話・重複	5/18電話確認(3→2名)、重複(と重複)《1名減》
4		52	2	1	-1	世帯確認	日本人の老人が1人で居住
5		53	2			世帯確認	中国人
6		56	2			不在	
7		12	1	0	-1	重複	重複(と重複)《1名減》
8		21	1	1	0	聞き取り	近隣から聞き取り。居住者は居るようである 施設の人が入居
9		26	1	1	0	聞き取り	
10		27	1	1	0	聞き取り	
11		32	4	4	0	居住確認	表れ名が一致
12		41	4			居住確認	
13		42	4	4	0	居住確認	郵便物が取り込まれている。洗濯物あり。
14		43	4	4	0	居住確認	
15		41	2	1	-1	重複	重複(と重複)《1名減》
16		22	4	2	-2	重複	重複(と重複)《2名減》
17		51	2	1	-1	重複	重複(と重複)《1名減》
18		58	3			聞き取り	隣人に確認。車が3本あり
19		36	3	0	-3	聞き取り	隣の家の別宅で、誰も住んだことがない
20		23	6			不在	現在空室
21		43	1	0	-1	居住確認	当該世帯なし
22		44	1	0	-1	居住確認	当該世帯なし
23		36	3			不在	
24		37	3			不在	
25		6	2			不在	
26		7	2			不在	現在空室
27		11	4			聞き取り	現世帯は2か月前に入居
28		17	4			不在	
29		1	5	2	-3	世帯確認	10/1現在の世帯員数は2名(本人確認)
30		12	3	2	-1	電話確認	2階で洗濯物を干していた→5/18電話確認(3→2名)
31		10	2			不在	
32		47	2			不在	
33		40	6	1	-5	世帯確認	居合せた友人に確認
34		36	2	0	-2	重複	重複(と重複)《2名減》
35		37	7	7	0	重複	重複(と重複)
36		59	6	3	-3	聞き取り	世帯番号57と59が同居(計6名)。隣人に確認、3名の居住を確認
37		4	3			不在	
38		29	5			不在	表れ3人明記
39		63	8	8	0	世帯確認	世帯番号30と63が同居(計8名)。合計8名(インターホンで確認)
40		30	7	7	0	居住確認	2世帯住宅
41		35	1	1	0	居住確認	2世帯住宅
42		33	1			居住確認	
43		34	1			居住確認	
44		35	1			居住確認	一住地にも複数氏名記入、居住確認済
45		58	1			居住確認	
46		3	5	4	-1	世帯確認	結婚後別居の息子を記入
47		47	1	1	0	聞き取り	
48		48	1	1	0	聞き取り	
49		49	1	1	0	聞き取り	隣人に確認、中国人居住
50		50	1	1	0	聞き取り	
51		51	1	1	0	聞き取り	
52		29	1	1	0	聞き取り	
53		30	1	1	0	聞き取り	大府市在住の薬局所有、3人に貸出
54		31	1	1	0	聞き取り	
55		2	4	4	0	居住確認	
56		34	3	3	0	居住確認	フィリピン人居住、町職員が通訳をとおし、確認済
57		3	4	4	0	居住確認	
58		35	2	2	0	居住確認	
59		9	1	0	-1	重複	重複(と重複)《1名減》
60		10	1	1	0	居住確認	要図の記載誤り。世帯あり、犬もいた。
61		11	3	3	0	世帯確認	統計局で確認済
62		28	8	8	0	重複	重複(と重複)
63		56	4	0	-4	重複	重複(と重複)《4名減》
64		6	3	3	0	不在	
65		38	2	0	-2	重複	重複(と重複)《2名減》
66		40	3	3	0	世帯確認	3人で住んでいることを本人から確認
追加		39	3	0	-3	居住確認	空き地(近隣で確認) 30年来空き地になっているとのこと
		21	2	0	-2	居住確認	駐車場になっており、世帯なし
計			192	95	-40		

表4 事例Bにかんする削除可否 (別表81)・調査不備 (追記) 理由 (別表103後部)・調査最終報告書まとめ対照表

(文書⑧別表81 (H23年8月23日) →文書⑩別表103後部 (9月22日) →文書⑬最終実態解明調査報告書 (H24年2月29日))

別表81 (削除確認表)				別表103後部				調査最終報告書				
番号	世帯番号	世帯員数	削除員数	番号	世帯員数	世帯員数	削除員数	番号	世帯員数	世帯員数	削除員数	理由
1	35	4	2	1	不明→	調査票への追加記入が発生した理由 (削除理由)	B1	35	4	2	2	調査が不適切な理由 (◎は住基、外登による追記と年齢等による推測記入)
2	16	4	0	削除認識	不明・推測：世帯員記入	裏面記入→世帯員・またはその転記	B2	11	3	1	1	◎：親子家族+世帯員の誤記 (外国在住)
3	11・41	3	1	3	不明・推測：世帯員記入	裏面記入→世帯員・またはその転記	B3	10	4	1	1	◎：1名は別世帯：同一地番要図にない別棟住まい
4	19	4	0	削除認識	不明・推測：世帯員記入	裏面記入→世帯員・またはその転記	B4	18	3	1	1	◎：親と別居の大学生
5	10	4	1	5	不明	裏面記入→世帯員・またはその転記	B5	13	5	1	1	◎：親と別居の子
6	5	4	2	6	不明	裏面記入→世帯員・またはその転記	B6	5	3	1	1	◎：子家族と別居の母 (高齢)
7	16	5	1	7	不明・推測：世帯員記入	裏面記入→世帯員・またはその転記	B7	15	5	2	2	◎：親と別居の子 (勤労者)
8	18	3	1	8	不明	裏面記入→世帯員・またはその転記	B8	10	5	1	1	◎：世帯員の一部 (妻子) が異なる調査区で重複提出
9	24	5	2	9	不明	裏面記入→世帯員・またはその転記	B9	7	2	1	1	◎：祖母・親と別居の子 (26歳)
10	13	5	1	10	不明→	裏面記入→世帯員・またはその転記	B10	2	4	2	2	◎：高齢者世帯
11	5	3	1	11	不明→	裏面記入→世帯員・またはその転記	B11	25	3	1	1	◎：別居の大学生+世帯員の誤記 (高校生)
12	15	5	2	12	不明→	裏面記入→世帯員・またはその転記	B12	43	6	1	1	◎：夫の兄弟
13	6	5	1	13	不明	裏面記入→世帯員・またはその転記	B13	26	4	2	2	◎：親と別居の大学生
14	36	2	1	14	調査員が聞き取り記入	裏面記入→世帯員・またはその転記	B14	17	3	1	1	◎：不在の家族員
15	37	2	1	15	調査員が聞き取り記入	裏面記入→世帯員・またはその転記	B15	12	4	1	1	◎：別世帯の2名が同一地番で一つの調査票で提出
16	61	5	1	16	外登から補記	裏面記入→世帯員・またはその転記						
17	10	5	1	17	不明	裏面記入→世帯員・またはその転記						
18	7	2	1	18	不明→	裏面記入→世帯員・またはその転記						
19	5	7	4	19	不明	裏面記入→世帯員・またはその転記						
20	2	4	2	20	不明→	裏面記入→世帯員・またはその転記						
21	25	3	1	21	不明→	裏面記入→世帯員・またはその転記						
22	43	6	1	22	不明	裏面記入→世帯員・またはその転記						
23	23	4	2	23	不明・推測：外登で確認不可・世帯員記入	裏面記入→世帯員・またはその転記						
24	26	4	2	24	不明・推測：世帯員記入	裏面記入→世帯員・またはその転記						
25	17	3	1	25	不明・推測：世帯員記入	裏面記入→世帯員・またはその転記						
26	18	6	3	26	不明・推測：5項目記入・筆跡異 →審査で外登補記?	裏面記入→世帯員・またはその転記						
27	12	4	1	削除認識	不明	裏面記入→世帯員・またはその転記						

(次頁に続く)

28	39	3	1	28	不明・推測：世帯員記入	裏面記入→世帯員・または その転記	B16	39	3	1	◎：別居の妹（38歳）
29	40	6	1	29	不明・推測：5項目記入・筆跡異 →審査で外登補記？	不明	B17	18	4	1	◎：別居の子（29歳）
30	49	5	1	30	不明	不明	B18	5	4	1	◎：別居の母（74歳）
31	18	4	1	31	不明	不明	B19	24	4	2	◎：父（夫）子世帯に別居の母（妻）子世帯を追記
32	5	4	1	32	不明	不明	B20	18	5	1	◎：別世帯だが同一地番の者を追記
33	24	4	2	33	不明・推測：世帯員記入	裏面記入→世帯員・または その転記	B21	10	4	1	◎：別居の子（38歳）
34	18	5	1	34	不明	不明	B22	6	2	1	◎+要図説り
35	1・41	3+④	4	35	不明・推測：5項目記入・筆跡異 →審査で外登補記？	不明	B23	33	3	1	◎
36	9	7	0	不可	不明	不明	B24	1	3	1	◎：別居の子（35歳）
37	10	4	1	37	不明→	不明	B25	24	4	1	◎：別居の子（34歳）
38	6	2	1	38	不明・推測：	裏面記入→世帯員・または その転記	B26	28	3	1	◎：離別者（33歳）
39	36・56	4+⑤	5	39	不明	不明	B27	24	3	1	◎別居の子（38歳）
40	57	5	1	40	住其より転記・居住実態無し	不明	B28	21	3	1	◎：外国人世帯員
41	33	3	1	41	不明→	不明	B30	34	4	2	◎
42	1	3	1	42	不明→	不明					
43	24	4	1	43	不明→	不明					
44	28	3	1	44	不明→	不明					
45	24	3	1	45	不明・推測：5項目記入・筆跡異 →審査で外登補記？	裏面記入→世帯員・または その転記					
46	21	3	1	46	不明・推測：	不明					
47	6	2	0	削除認済	不明	不明					
48	注	10	1	48	住其より転記・居住実態無し	不明					
49	10	4	1	49	不明→	不明					
50	3・35	④+2	2	50	不明・推測：5項目記入・筆跡異 →審査で外登補記？	不明					
51	41	4	1	51	不明・推測：5項目記入・筆跡異 →審査で外登補記？	不明					
52	6	3	2	52	不明→	不明					
53	34	4	2	53	不明・推測：	裏面記入→世帯員・または その転記	B30	34	4	2	◎
54	25	5	4	54	不明・推測：5項目記入・筆跡異 →審査で外登補記？	不明					
55	6・38	③+2	1	55	外登より転記・居住実態無し	不明					
56	15	2	1	56	不明・推測：	裏面記入→世帯員・または その転記					

(次頁に続く)

57	35	5	1	57	不明・推測：	裏面記入→世帯員・または その転記	B31	35	5	1	◎
58	31	5	2	58	不明・推測：	裏面記入→世帯員・または その転記	B32	31	5	1	◎
59	27	4	4	59	不明→	裏面記入→世帯員・または その転記	B33	3	7	1	◎
60	30	3	3	60	不明→						
61	3	7	1	61	不明・推測：		B34	37	3	2	◎：離婚の元妻（住基：3人同一世帯）
62	37	3	2	62	不明→		B29	12	3	1	◎：日本人を1名・同居の外国人は外登で別世帯に
削除計		91		1							
削除総計		92									

41

注 削除理由欄の不明・推測は、理由は明確ではないが、東浦町の推測による記入の意。
 まとめ (1) 統計局が文書⑧で、別表81の62件（含：削除済4件）、91名の削除の是非を問い、町は、文書⑨（8月24日）で、58件91名分の削除を肯定。
 文書⑩（町→統計局）と最終実態解明調査報告書で、削除された調査票の不備理由（追記・推測記入）が記述・確認されている。
 (2) 集計 文書⑩後部表での回答理由

最終調査報告書

	件数	員数	追記・推測記入
不明	30	49	→ 20
世帯員記入	17	24	→ 11
行政記からの補記等らの補記	11	18	→ 2
欄外			→ 1
計	58	91	34

追記・推測記入は合計58件中 合計43件（34+補記（11-2））

除者とその員数を、全面的に認める回答（8月24日付文書⑨）を発送し、9月22日、文書⑩に調査票ごとに削除理由（調査が不備である調査票の発生状況）を記載した一覧表を付して報告している。それが、別表103後部である。

別表103後部では、事例B群の世帯票と削除世帯員数が、『最終報告書』（2012年2月29日付文書⑭）の34件、41名より、それぞれ58件、92名に増加している。それは、『最終報告書』に記載されていない事例が、単純に追加的に増えているだけではなくて、つぎのような異動が見られる。1）別表103後部では、調査不備の理由が不明である調査票が30件あるが、『最終報告書』では、そのうち20件が法令違反となっている。2）また、別表103後部において、世帯員による追加記入、さらには推測記入があると思われる調査票17件のうち、11件が、後者では法令違反を指摘されている。さらに前者において、住民基本台帳や外国人登録簿から追記され、さらにその年齢情報などから推測記入されたと思われる調査票が後者ではほとんど取り上げられていないことから、慎重を要するが、このような異動の背景には、つぎのような事情が介在していると考えられる。

統計局は東浦町に、8月の現地調査によって確認された調査票の追記と重複提出について、その発生理由の調査と報告を求めた（8月23日付の文書⑧別表83）。しかし、同局は、それにたいする同町の報告（12月2日付文書⑪）を、「個別事案についての原因究明が不十分であり、結果として全体について未だ十分な実態解明に至っておらず、責任の所在」も明らかになっていないことを、「深く憂慮せざる得ない状況」と受けとめている（12月15日付の文書⑫）。そして、同文書は、「東浦町による自主的なかつ実効的な対応がこれ以上期待できないと判断する場合には、関係法令に基づき、当局において刑事事件として告発を行う場合がある」と結ばれている。さらに、同局が本文書において「統計法違反の疑いがある」事例61件を類型（先述のA、B、C）別に表示することによって、その精査を要請している。61件の精査結果が『最終報告書』であって、それについては、考察したとおりである。

事例B群の調査票にかんする表4にもどって、別表103後部と『最終報告書』を併せてみると、住民基本台帳と外国人登録簿からの調査票への追記と推測記入については、先の『最終報告書』における分析結果が、そのままあてはまる。それが、「別居の子や親」、さらには「離婚の元妻」に見られるように、台帳や登録簿の更新されていない過去の情報、または除籍情報にもとづいていることは、改めて指摘するまでもないであろう。

つぎに、『最終報告書』では、それほど明確でなかった事例B群の特徴として、「世帯員による追記」をあげることができよう。それは、親族家族による伝統的な居住状況だけでなく、中京工業地帯の雇用吸引力が及ぼす東浦町に特有な社会経済的事情も相まって、近代的な勤労者家族が近住・同居する2世代、2.5世代、さらには3世代家族の存在が新しい調査環境を形作っていることを物語っている。つぎに考察する事例C群の分析では、その傾向がさらに強まっている。

*

*

*

『最終報告書』の事例C群は、別表103中部（9月22日付け文書⑩）と別表71（8月5日付の文書⑦）を通して、別表51（7月8日付の文書⑤）まで遡ることができる。統計局と東浦町がともに同一世帯・世帯員からの調査票の重複提出を認めた調査票と世帯員数は、105件と159名に及んでいる。『最終報

告書』から往復文書の遡及方法は、事例B群と基本的に同じである。しかし、『最終報告書』とその他の文書における事例C群に属する調査票に順応的な対応関係がそれほど明確でないことから、遡及には困難があったが、世帯番号の組み合わせを識別子として、遡及と対応付けが進展している（表5）。

別表103中部によると、重複して提出された調査票105件のうち、住民基本台帳や外国人登録簿から追加記入されている件数は45件であるが、そのうち『最終報告書』でも、追加記入による重複提出と認定されている調査票は1件（C2）にすぎない。したがって、後者において、追加記入による重複提出票と認定されている調査票は14件であるが、そのうち13件は、別表103中部では、①転居中、または2箇所居住の世帯にたいする調査票の重複配布・重複提出、②別居の家族（親世帯と子世帯など）からの同一人にかんする二重提出、および③不明となっている。このように、別表103中部と『最終報告書』には理解しがたい異動があるが、ここでは、「刑事事件としての告発」を通告されていないにもかかわらず、『最終報告書』の事例C群の22件を圧倒的に超える105件が報告されている別表103中部に注目してみよう。

105件のうち40件近くが、同一の町営施設に集中していることから、「意図的」な事案と考えられなくもないが、一般世帯と社会施設（老人ホーム）入居者の重複である（補足資料3参照）。高齢化にともなって、施設生活者が増加することは明らかなことであるが、調査員の世帯訪問と世帯員にたいする接触・調査にかんする依頼・説明が困難になっている調査環境を考慮すると、それが、地域によっては、住民の重複把握を引き起こす誘因となることは容易に考えられることである。

施設生活者とならんで、同一の世帯・世帯員にかんする調査票の重複提出の多くは、同居・近居する親族（親子や祖父母・孫関係）によってもたらさせている。それは、事例B群にも見られたように、中京工業地帯の雇用吸引力もあって、古い団地であっても、「空き家化」しないで、複数の世代が同居・近居する居住様式が広がっているためであろう。

5. 小括

2010年国勢調査における東浦町の統計法違反事件は、調査不能であった国勢調査票に行政登録簿から補記することができるという「新制度に乗じて」に実行されている^(注12)。住民基本台帳や外国人登録簿の年齢等の情報などから、調査票に調査項目の「職業」や「学歴」が推測して記入されたことは、統計法違反であって、統計調査における申告主義を大きく歪める「犯罪行為」であることは、先述のとおりである。

他方、調査環境の悪化（とくに調査員の世帯訪問と世帯員接触の困難性）が止まらない経済的社会的な条件と相まって、複線化した調査票の回収経路と、それがもたらした調査員管理（調査票管理）の困難化（とくに郵便配達型調査員の出現）、調査票の整理・審査業務の困難化と長期化、調査時点から時間が著しく経過し、その実効性が大きく低下した追跡調査と補記事項の実態確認調査を考慮する

(注12) 朝日新聞2013年2月23日号「人口水増し容疑で前副町長を逮捕 愛知・東浦町を駆り立てた『念願の市』」

表5 事例C：重複調査票の確認・削除・調査不備の理由にかんする文書・別表間対照表

(文書⑤別表51 (H23年7月8日) →文書⑦別表71 (8月8日) →文書⑩別表103中部 (9月22日) →最終報告書 (H24年2月29日))

通番 番号	別表51	別表71	重複調査票の確認・削除可否・削除・削除・調査不備の理由		別表71・別表103中部	最終実態説明調査報告書
			世帯員数	否または削除数		
1	28-24	②+①	否	1	居住形跡有・住基で38を補記→	
2	38-1	①+2	否			②
3	41-4	1+1	否		→同一者が異なる調査区で重複提出]	
4	20-16	4+2	否			
5	57-6	4+③	3		世帯員記入・同一者が2箇所に住居←重複配布	C 9 同一世帯が異なる調査区に住居、重複提出
6	18-39	④+1	1		世帯員記入・親が別居の子を記入・子からも調査票	
7	26-18	3+3	?			
8	7-55	3+①	1		同一者が2箇所に住居・住基で55を補記→	②
9	14-25	5+1	否			
10	44-19	2+1	否		→同一者が異なる調査区で重複提出]	
11	33-51	2+1	否			
12	8-9	3+④	3		世帯員が記入・同一者が2箇所に住居←重複配布	C 5 同一世帯が異なる調査区に住居、重複提出
13	22-22	⑤+3	3		世帯員記入・別居家族を記入・別居家族も回答	C 6 別居家族世帯の調査票重複提出
14	4-7	5+②	2		居住形跡有・住基で2を補記→同一者が異なる調査区から	②
15	15-36	3+②	2		居住形跡有・住基で36を補記→同一者が異なる調査区から	②
16	31-20	2+2	否			
17	2-13	2+6	否			
18	1-13-501	3+④+1	4		居住形跡有・住基で13を補記・一人は社施→重複提出	②
19	16-48	③+5	3		居住形跡有・住基で16を補記16+世帯員記入・同一者が→	②
20	31-21	1+①	1		居住形跡有・住基で24を補記→2箇所に住居→重複提出]	②
21	1-5	1+②	1		不明	C 10 * + 別世帯の者が同一アパート部屋番号
22	2-12	3+1	否			
23	15-8	1+③	1		世帯員記入・親子別居・親の世帯票にも子を記入	C 8 * + 別居の子
24	43-30	③+1	1		世帯員記入・別居家族	
25	24-2	②+2	2		居住形跡有・住基で24を補記→同一者が異なる調査区から	C 11 同一世帯の異調査区から調査票提出
26	2-7	③+5	1		世帯員記入・孫が祖父・親の家を行来・双方に記入	C 12 孫が異調査区 (祖父母・親) で重複提出
27	9-2	③+1	1		世帯員記入・親子別居・親の世帯票にも子を記入	C 7 * + 別居家族

28	23-13	3+3	否				
29	22	3+①	否				
30	41-27	①+2	1	同一者が2箇所で調査票←重複配布			
31	12-12	④+1	1	世帯員記入・親子別居・親の世帯票にも子を記入			
32	28-27	⑤+3	3	世帯員記入・別居家族		C13*+別居家族	②
33	33-17	1+③	1	世帯員記入・別居家族		C14別居の妻を夫世帯に調査票に記載	
34	45-12	1+④	1	世帯員記入・祖親が別居の孫記入			
35	6-25	2+④	1	世帯員記入・親が子(二人)の世帯を行来・双方記入			
36	18-2-34	6+⑤+①	6	居住形跡有・住基で2・34を補記→同一者が異なる調査区から			②
37	9-5	⑦+3	3	世帯員記入・別居家族		C15*+別居親族(高齢者)	②
38	35-40	③+3	3	居住形跡有・住基で35を補記→同一者が異なる調査区から			②
39	16-5	⑤+2	2	世帯員記入・別居家族		C16*+別居の子世帯	②
40	28-12	1+③	1	世帯員記入・親子別居・親の世帯票にも子を記入			
41	30-34	③+3	3	居住形跡有・住基で30を補記→同一者が異なる調査区から			②
42	10-57	4+⑤	4	居住形跡有・住基で57補記→同一者が異なる調査区から			②
43	55-36	②+1	1	居住形跡有・外登で55を補記→同一者が異なる調査区から			②
44	2-30	④+2	1	世帯員記入・親子別居・親の世帯票にも子(転出)を記入			
45	8-17	②+3	2	居住形跡・住基8で補記+世帯員記入→同一者が異なる調査区から			②
46	52-40	2+①	1	居住形跡有・住基で40を補記→同一者が異なる調査区から			②
47	61-17	7+1	否				
48	4	5+②	否				
49	2-16	4+①	1	世帯員記入・別居家族			
50	24-15	2+⑤	1	世帯員記入・別居家族		C18*+別居の母(82才)	②
51	29-6	6+⑥	6	居住形跡有・住基で6を補記→同一者が異なる調査区から			②
52	5-29	④+1	1	世帯員記入・同一者が2箇所調査票←重複配布			
53	26-52	5+③	3	世帯員記入・親子別居・親の世帯票にも子を記入		C19*+親が異なる調査区居住の子世帯記入	②
54	12-20	①+2	1	居住形跡有・住基で12を補記→同一者が異なる調査区から			②
55	24-1	①+5	1	居住形跡有・住基で24を補記→同一者が異なる調査区から			②

愛知県東浦町の平成22年国勢調査問題にかんする覚え書き

56	20-54	⑥+1	1	世帯員記入・別居家族「→」同一者が異なる調査区から		
57	4-30	⑤+1	1	居住形跡有・住基で30を補記+世帯員記入		②
58	36-38	①+4	1	居住形跡有・住基で36を補記→同一者が異なる調査区から		②
59	13-7	2+②	2	居住形跡有・住基で7を補記→同一者が異なる調査区から		②
60	6-25	2+①	1	世帯員記入・別居家族	C21*+別の住所に居住する者を記載	②
61	1-29	⑤+3	3	世帯員が記入・同一者が2箇所で調査票←重複配布		
62	30-6	2+2	否			
63	9-10	③+1	1	世帯員記入・親子別居・子の世帯票にも親を記入	C22 2 世代住宅の別世帯をも記載	
64	2-24	3+1	否			
65	25-13	2+②	2	居住形跡有・住基で13を補記→同一者が異なる調査区から		②
66	5-25	1+①	1	居住形跡有・住基で25を補記→同一者が異なる調査区から		②
67	29-22	②+1	1	居住形跡有・住基で29を補記→同一者が異なる調査区から		②
68	19-28	③+3	3	転居中の前・現住地で重複配布・提出・同者が異なる調査区から	C 3 * + 住宅新築情報	②
69	3-4	4+③	3	居住形跡・住基で4を補記+世帯員記入3→同一者が異なる調査区から		②
70	15-27	1+④	1	世帯員記入・別居親族		
71	35-51	④+2	1	居住形跡有・住基で35を補記→同一者が異なる調査区から		②
72	29-14	①+1	1	居住形跡有・住基で29補記→同一者が異なる調査区から		②
73	10-29	3+③	3	転居中の前・現住地で重複配布・提出	C 4 * + 住宅新築情報	②
74	51	3	否			
75	12-53	2+②	2	居住形跡有・住基で53を補記→同一者が異なる調査区から		②
76	12-35	②+1	1	世帯員記入・別居親族		
77	26	4	否			
78	19-42	①+1	1	居住形跡有・住基で19を補記→同一者が異なる調査区から		②
79	14-25	③+3	3	同一者が2箇所に住居・重複配布・提出	C 1 * + 住宅新築情報	②
80	26-6	2+②	2	10月転居・居住形跡有・住基で6補記→同一者が異なる調査区から	C 2 * + 住宅新築情報	②
81	7-40	1+①	1	居住形跡有・住基で40を補記・アパート隣住・同一者が異なる調査区から		②

82	19-36	②+2	2	居住形跡有・住基で19補記→同一者が異なる調査区から		
83	38-01	①+4	1	居住形跡有・住基で38を補記→同一者が異なる調査区から		
84	67-11	②+4	1	世帯員記入・別居親族		C17同一世帯員の異調査区から調査票提出
85	8-01	②+1	1	社会施設01と重複		
86	16・501	④+1	1	社会施設501と重複		
87	9・501	②+1	1	社会施設501と重複		
88	19・501	④+1	1	社会施設501と重複		
89	11・501	①+1	1	社会施設501と重複		
90	4-01	③+1	1	社会施設01と重複		
91	8-1501	③+1	1	社会施設501と重複		
92	14-38	④+1	1	社会施設38と重複		
93	13-501	④+1	1	社会施設501と重複		
94	13-38	③+1	1	社会施設38と重複		
95	13-501	③+1	1	社会施設501と重複		
96	20-501	②+1	1	社会施設501と重複		
97	2-501	⑦+1	1	社会施設501と重複		
98	26・0 1	②+1	1	社会施設01と重複		
99	6-38	③+1	1	社会施設38と重複		
100	25・501	②+1	1	社会施設501と重複		
101	2・501	②+1	1	社会施設501と重複		
102	25・501	②+1	1	社会施設501と重複		
103	4-01	①+1	1	社会施設01と重複		
104	9・501	①+1	1	社会施設501と重複		
105	4・501	⑤+1	1	社会施設501と重複		
106	3・501	③+1	1	社会施設501と重複		
107	17・38	①+1	1	社会施設38と重複		
108	7-38	③+1	1	社会施設38と重複		
109	21-501	①+1	1	社会施設501と重複		
110	11・01	②+1	1	社会施設01と重複		
111	28・501	④+1	1	社会施設501と重複		
112	25・501	③+1	1	社会施設501と重複		
113	5・501	③+1	1	社会施設501と重複		
114	17・501	①+1	1	社会施設501と重複		
115	15・501	①+1	1	社会施設501と重複		
116	4-01	②+1	1	社会施設01と重複		
117	8-501	③+1	1	社会施設501と重複		

118	8・01	①+1	1	社会施設01と重複		
119	51・501	②+1	1	社会施設501と重複		
120	12・501	④+1	1	社会施設501と重複		
121	18・501	③+1	1	社会施設501と重複		
122	13・01	②+1	1	社会施設01と重複		
123	15・18	1+③	1	世帯員記入・別居親族		C20*+同一部屋番号の別世帯員(32才)
居住実態確認依頼件数123件 削除可作数105件 削除人員数159名						

注記1) 世帯番号a'bに世帯員数a+bが対応、○印がついた世帯員数から削除者が出る。

2) 調査不備の理由欄の数値は世帯または施設の番号

まとめ

①同一者が異なる住所から調査票の重複提出	削除件数	60	削除員数	69
うち親子別居		8		8
うち別居家族		9		12
うち施設入居		8+1		38
その他		5		11

注：施設重複者39名 うち32は同一の施設に入居

②重複提出+追記	調査不備件数	45	削除数	90
うち親子別居		5		8
うち別居家族		4		8
その他(施設入居1を含む)		36		74
削除件数		105		
削除なし		17		
不明		1		
合計		123		

補足資料3
別表71重複記入世帯員確認表（その一部）

番号	調査区番号	世帯番号	世帯員氏名	確認状況	削除可否	常駐機器の取付けとなる世帯(番号)	H22.10月の水道使用量、水量が入った方が水道契約者。	調査員氏名	聞き取り
80		26		転居後の住所地。	否	住民基本台帳で確認。	26㎡		
				〃	否	〃			
		6		ここは、前住所地。住民登録では、H22.10月に転居。	可	〃	23㎡		
				〃	可	〃			
81		7		世帯一宮の住所が、 のみ記入しており、 同一人物を聞き取りして しまったと思われる。	否	住民基本台帳で確認。	共用栓のため不明		○
		40		〃	可	〃			○
82		19		調査票の提出がなかったため、住民基本台帳から補記したと思われる。	可	住民基本台帳で確認。	20㎡		○
				〃	可	〃			
		36		世帯から調査票の提出あり。実態としては、こちらに住んでいると思われる。	否	なし	32㎡		
				〃	否	〃			
83		38		調査票の提出がなかったため、住民基本台帳から補記したと思われる。	可	住民基本台帳で確認。	29㎡		○
		1							
				世帯から調査票の提出あり。実態としては、こちらに住んでいると思われる。	否	なし	61㎡		
84		67							
				世帯の方が、2人分を記入されたと思われる。	可	なし	14㎡		
		11							
				世帯から調査票の提出あり。こちらに住んでいると思われる。	否	〃	66㎡		
85		8		社会施設の重複	可				
		1		社会施設の重複	否				

愛知県東浦町の平成22年国勢調査問題にかんする覚え書き

(前頁に続く)

番号	調査区番号	世帯番号	世帯員氏名	施設状況	削除可否	常駐施設の裏付けとなる書類(写真)	H22.10月の水道使用量、水量が入った方が水道契約者。	調査員氏名	聞き取り
86	■	16	■					■	
			■					■	
			■					■	
			■	社会施設の重複	可				
	■	501	■	社会施設の重複	否			■	
87	■	9	■	社会施設の重複	可			■	
			■					■	
	■	501	■	社会施設の重複	否			■	
88	■	19	■					■	
			■					■	
			■					■	
			■	社会施設の重複	可				
	■	501	■	社会施設の重複	否			■	
89	■	11	■	社会施設の重複	可			■	
	■	501	■	社会施設の重複	否			■	
90	■	4	■					■	
			■					■	
			■	社会施設の重複	可				
	■	1	■	社会施設の重複	否			■	
91	■	8	■	社会施設の重複	可			■	
			■					■	
			■					■	
	■	501	■	社会施設の重複	否			■	
92	■	14	■					■	
			■					■	
			■					■	
			■	社会施設の重複	可			■	
	■	38	■	社会施設の重複	否			■	

と、調査方法と調査システムが基本的に再考察されなければならないことも、事実であろう。また、行政登録簿が人口センサスの基本原則を保持していないにもかかわらず、国勢調査の重要なデータソース化したことは、行政登録簿、とくに住民基本台帳の情報性格、精度検証と補正方法について、基本的な調査研究がなされなければならないことも、統計登録簿型人口センサスに移行した北・中欧諸国の経験を見ても、きわめて明らかであろう。

指摘するまでもなく、地方自治体は、統計調査の実査主体であると同時に、調査結果にたいする利害者でもある（例えば、地方自治体の76%が人口減少地域を形成）。新しい2007年統計法においても、地方自治体は、政府統計の実査機構としてか位置づけられておらず、英米諸国（地方政府は中央政府の統計調査に実査主体としては無関与）や中欧諸国（市町村は、州とともに統計調査の主体）と比較すると、統計主体として「便宜的」な位置にある。したがって、地方自治体の指導層や中核層が、政府統計の公共的な主体として積極的な統計意識を育んでいくためには、容易ではない政治的制度的な条件におかれているといえるだろう。それは、中央政府における分散型統計機構と相まって、政府統計にたいする自覚的な公共意識の醸成を妨げている統計事情といえないであろうか。東浦町の国勢調査問題は、局所的に発生したとはいえ、それが、わが国の政府統計に突きつけている課題は大きく、基本的である。

別表 愛知県東浦町の2010年国勢調査問題経過表

2007年 8月	井村徳光町長（以下旧町長）、市制移行を公約に8期目、無投票当選。
2007年 9月	町議会：市制移行をめぐる国勢調査人口、人口の増減状況にかんする質疑。
2007年12月	町議会：旧町長発言：市制移行のための準備事業：本年度の企画課の重点取り組み課題として、単独市制施行に向けての必要な取り組み
2008年 4月	市制準備室設置
2008年 9月	リーマン・ショック：外国人労働者が大量帰国
2010年 1月 1日	旧町長、新年の挨拶において、国勢調査と市制移行に言及。
2010年 3月 2日	旧町長、町議会において、国勢調査への協力要請←市制移行。
2010年 3～9月	町広報に調査員募集の記事なし。
2010年 9～10月	町広報に調査協力の呼びかけ。
2010年 9月10日	東奥日報特集「市昇格目指し回収に躍起／国勢調査、5年後待てず」より ・旧町長。国調の精度向上のため町職員205名を調査員に任用した旨の声明。 ・町職員1名が全数把握のため調査員として町内巡回との報 ・福岡県那珂川町：ある不動産会社の全社員調査員に (東浦町によると町全体で、360調査区、指導員36名、調査員は242名、うち192名が町職員) (以下浜砂注、町職員数は370名、うち警察・消防は約15%、課長以上中堅職員は約40名、したがって調査員候補の職員は、275名で、192名(調査員の約80%が町職員とは異常、愛知県の平均は7.3%(平成27年国勢調査の企画に関する検討会第2回別紙7))
2010年 9月20日	読売新聞(愛知)「市制移行目指す東浦町 在住者5万人 確保へ正念場 景気低迷が影響し暗雲」(町職員の事前巡回調査)
2010年10月 1日	国勢調査期日
2010年10月15日	統計局より補記にかんする「注意事項の文書」届く。
2010年12月21日	第1回東浦町市制施行名称等検討委員会
2010年12月中旬 <2011年>	総務省に人口水増しを指摘する匿名文書が届く(朝日新聞12年2月26日号、3月1日号)
2011年 1月	市制移行(賛否)にかんする住民アンケート(1月1日～20日)+住民説明会

愛知県東浦町の平成22年国勢調査問題にかんする覚え書き

- 2011年1月5日 愛知県統計課より審査状況の確認、企画課長「手引きどおりの審査」実施と回答（照会・回答とも電話）
- 2011年2月 同町所在のアルファ不動産企画調査事務所「現在、市制移行を検討中の自治体」をHPに掲載
- 2011年2月2日 東浦町から県へ調査票提出
- 2011年2月25日 総務省統計局：速報値公表 東浦町人口50,080人
- 2011年2月25日 第2回東浦町市制施行名称等検討委員会：市名を東浦市と決定
- 2011年2月 総務省現地調査（単独）開始（朝日新聞2012年2月26日号以後4回）
- 2011年3月2日 町議会：旧町長予算案提出において、市制移行日を2011年1月4日と発表
- 2011年3月3日 町議会：旧町長予算案提出において、市制移行関連経費計上との答弁
- 2011年3月15日 県から総務省統計局へ調査票提出
- 2011年5月16日 旧町長：報道機関に、8月の町長選挙への出馬を表明（記者会見）
- 2011年5月18・19日 ①統計局・県が東浦町と57世帯を現地調査。居住実態のない世帯が見つかる（現地確認の18世帯35人削除文書①）
- 2011年5月19日 第3回東浦町市制施行名称等検討委員会（住所表示、市憲章等にかんする報告書提出）
- 2011年5月25日 統計局より町に「事実確認・発生要因・原因について報告」を要請する文書発出〔要請（1）（文書②）〕
- 2011年5月31日 要請（1）にたいする報告：「事実確認し、削除に異議なし」（文書③）
同日旧町長：記者発表＝東浦町6月議会へ市制移行の議案を取り下げ（理由、国調の確定値公表待ち）
- 6月1日 朝日新聞：統計局の現地調査を報道。
- 2011年6月7日 町が統計局に要請（1）にたいする「理由と原因」を報告（回答1）（文書④）
- 2011年6月8日 旧町長：市制移行議案の提出を延期する発言（議会）、町長選挙への出馬（立候補）発言（議会）
- 2011年6月10日 神谷明彦議員：統計局の「抜き打ち調査」の理由と調査不備の原因について質問←町長：「抜き打ち調査」の理由は不明と調査不備の原因は郵送返送であると発言。
- 7月8日 要請（2）総務省が町に事実確認を再要請（追加疑義照会、文書⑤）
神谷明彦町議：議員辞職：町長選挙への出馬（立候補）発言（HP「議会報告」）
- 2011年7月12日 市制移行延期声明（2012年1月予定、10月の確定値公表間はず、5月以降に）同日：朝日新聞「疑惑」報道
- 7月14日 旧町長が総務省へ、人口確定値の7月中、公表要求。「適正に調査した」と抗議（朝日新聞）（文書⑥）
- 7月25日 締め切りを過ぎてても町は回答せず。総務省が回答を催促（文書⑦に添付）
- 8月5日 回答（2）町が総務省に回答（161名削除、不明54名）（文書⑦）
- 8月7日 町長選挙投票日、9選を目指した井村氏を破り、神谷氏が当選
9,086：8,649（旧町長は8期32年後の9期目の選挙）。
- 8月11～13日 総務省・県と町が再び現地調査（175世帯を訪問→62世帯、90人を削除）。（居住実態のない調査票は累計約280人分に（朝日新聞）。（文書⑧に添付）
- 8月18日 要請（3）総務省が町に事実確認を再々要請（朝日新聞）（文書⑧）、9月22日まで：回答（3）
町が総務省に回答（朝日新聞）、8月24日に回答（別表3）（文書⑨）
- 9月22日 町が統計局にたいして文書⑧削除分の「理由・原因」回答。
- 10月26日 統計局：国調確定値公表（49,800人）→同日、東浦町：市制移行断念の公表、副町長辞職表明（朝日新聞：人口目標に達せず）
- 12月2日 東浦町、「住民基本台帳等の拡大解釈」による転記の事実が判明したことを認める文書を送付（文書⑩）と
- 2011年12月7日 統計局：文書⑩では回答不十分、疑義照会（61件、96人分）（回答期限は12年2月末 朝日新聞）。
- 12月15日 統計局「自発的な実態解明の意思確認と統計法違反の疑義ある調査票作成の3種類の具体的な解明、町の所見と再発防止策」について再要請（文書⑫に添付 中間報告1月31日、最終報告2月29日）
〔要請（4）総務省が神谷新町長を東京に呼び、事実確認を強く求める（朝日新聞12年3月1日号）〕

<2012年>

- 2012年1月 新町長が役場職員や国勢調査員の聞き取り調査開始（朝日新聞）：実態解明調査グループの設置
- 1月11日 （監査委員事務局長初め3名：初会合）
- 1月16～23日 ：ヒアリング① 指導員（指導員36名のうち、解明対象世帯審査担当員18名＋3名、全員該当無）
- 1月23～2月24日 ②審査事務局職員（調査票の最終審査担当者2名＋部長・課長・主任、入院加療中の臨時職員に他の職員3名）が追記・推測記入を認める
- 1月18～25日 現地確認調査（15世帯）
- 1月30日 町が実態解明報告書提出文書③（最終報告書2月29日地日）
- 2012年2月7日 町議会全員協議会：新町長が調査中という言明
- 2月25日・26日 中日新聞、朝日新聞：①水増し疑い報道：総務省の対応と町の応答状況、②重複・過剰記載の調査票や架空調査票の存在を指摘：280人分、③2月末までに総務省に報告とのこと、警察と協議：統計法違反の告発？
（朝日の報道から推察するかぎり、調査員か指導員にだけしかわからない情報が報道）
- 2012年2月27日 新聞全国各紙・地方紙一斉に報道、テレビ中日やNHK放映。
- 2012年2月29日 県宛（総務省宛）に実態解明の最終報告書回答（（4）町が総務省に「最終報告書」文書④を提出）
- 2012年3月1日 東浦町長関係者処分発表：1）企画財政部長（戒告）、2）企画課長（減給10分の1、1ヶ月）
企画課長補佐兼広報統計係長（10分の1、3ヶ月）、4）企画財政部主事減給10分の1、1ヶ月）
- 2012年3月2日 東浦町記者会見（町長、企画財政部長、企画課長企画課、広報統計係長）同日午後：総務省統計局：記者会見で、文書「平成22年国勢調査 愛知県東浦町における不適正事務」を公表。
- 2012年3月22日 愛知県警：統計法違反容疑で捜査開始（任意聴取、総務省統計局に調査票（原票）提出要請）。
- 2013年2月22日 愛知県警：統計法違反容疑で前副町長を逮捕、前企画財政部長（現総務部長）、前企画課長兼市制準備室長（現財政課長）、前再任用職員（元総務部長）らを書類送検、水増し数は303人（朝日デジタル版新聞3月22日号）
- 2013年3月23日 朝日NSによると、水増し数は500人以上に。

[九州大学名誉教授]